

保険給付費等交付金及び国保事業費納付金について

(方針案)

保険給付費等交付金の交付方法及び国保事業費納付金の納付について、下記の方法によるものを基本とする。納付規模の割合については、引き続き検討する。

○保険給付費等交付金の交付方法

交付方法	概算払
交付先	国保連(現物給付分) 市町村(現金給付分)
交付時期	4月～3月 12回
交付日	18日

○国保事業費納付金の納付時期

納付時期	4月、7月～2月 9回
納付規模	4月:20%、7～2月:10%
納付期限	10日

○ポイント

- ・年度末に確定額による支払いが困難なため概算払いとする。概算払額に係る精算及び実績額との差額の返還事務が必要になる。
- ・直接払いにより、市町村から国保連への診療報酬支払事務の軽減が期待できる。(市町村から県への交付金請求事務は必要。)
- ・市町村は国保連に交付金収納事務を委託する必要性が生じる。
- ・市町村における歳入歳出予算において、診療報酬支払と交付金収入に係る公金振替等の管理事務が生じる。
- ・過納金の返還分について、診療報酬請求額と相殺するなどの対応が必要となる。
- ・3月診療分に係る4月診療報酬支払分の交付金の交付に対応するため、4月当初に納付金の納付が必要となる。
- ・交付金の交付申請や交付事務及び納付金の納付事務を年度当初に短期間で処理する必要がある。